

News Release

平成 27 年 4 月 7 日
N I T E (ナイト)
独立行政法人製品評価技術基盤機構

化学物質総合情報提供システム (CHRIP) の更新

N I T E (ナイト) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：辰巳 敬、本所：東京都渋谷区西原 は、平成 27 年 4 月 7 日 (火) に、化学物質に関する国内外の法規制、有害性やリスク評価等に関する情報を提供しているデータベース「化学物質総合情報提供システム (C H R I P) 」 (通称：クリップ) の更新を行います。

1. 主な更新内容は以下のとおりです。

化審法¹

・優先評価化学物質

2015 年 3 月 26 日に指定を取り消されたクロロエチレン (通し番号 13) を削除し、2015 年 4 月 1 日に新たに指定された優先評価化学物質 (通し番号 177 ~ 190) を 14 物質追加しました。

・製造輸入量の届出を要しない物質

2015 年 3 月 26 日官報公示に基づき 2,295 物質を更新しました。

労働安全衛生法

・名称等を通知すべき危険物及び有害物

労働安全衛生規則の改正 (2014 年 8 月 25 日公示) に対応し、法第 57 条の 2 : 政令番号 569 メチルイソブチルケトンの通知対象物質となる下限値 (対象となる範囲 (重量%)) を修正しました。

米国有害物質規制法 (TSCA)

・重要新規利用規則 (SNUR)²

2015 年 4 月 6 日発効分までを反映し、1 規則追加し、1 物質追加しました。

2. 更新内容の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/osirase.html>

1 化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和 48 年 10 月 16 日法律第 117 号)

2 重要新規利用規則 (SNUR)：SNUR は、「Significant New Use Rule」の略。新規化学物質の規制において、申請者に対する同意指令 (Consent Order) に加え、申請者以外の者にも同様の規制を行うために、TSCA 第 5 条 (a) 項 (2) 号に基づき公布される規則。

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長 木井 保夫
情報業務課 担当者 木幡、高橋 (和)

電話：03 - 3481 - 1999 FAX：03 - 3481 - 2900